



後見制度 支援預金

お客さまの大切な資産を
適切に管理するための預金です。

後見制度支援預金とは



後見制度による支援を受ける方(ご本人)の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は後見人のご自身で管理し、残りの通常使用しない金銭は「後見制度支援預金」として、家庭裁判所の指示書に基づき、別口座で管理します。



後見制度支援預金を利用するメリット

日常的に使わないお金を別口座で管理し、入出金には家庭裁判所の指示書が必要となるため、財産管理の安全性が高まり、使途不明金が生じるリスクを減らすことができます。

後見制度支援預金を利用できる方

法定後見制度または未成年後見制度の被後見人の方が対象で、後見人のお手続きにより取扱います。被保佐人の方、被補助人の方、任意後見制度のご本人はご利用いただけません。

《 お申込み手続きの流れ 》

後見開始または未成年後見人選任申立て

後見人の選任

後見人による利用可否の検討

利用可と判断した場合

預入金額・定期送金額を設定し家庭裁判所に報告書を提出

家庭裁判所の指示書発行

けんしんBANKで指示書に基づく口座開設・入金

後見人により口座開設結果を家庭裁判所に報告

家庭裁判所が、報告書内容を確認し、後見制度支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されます。指示書をけんしんBANKへお持ちいただき、口座開設の手続きとなります。

口座作成後速やかに口座の写し等の資料を添えて報告してください。

イメージ図



後見制度支援預金 Q&A



Q1 「後見制度支援預金」の口座を開設するには、どうすれば良いですか。

A 「後見制度支援預金」のご利用は、ご本人(被後見人)のために家庭裁判所へ後見開始(または未成年後見人選任)の申立てをされることが前提となります。「後見制度支援預金」利用を後見人が希望する場合、家庭裁判所が「後見制度支援預金」の利用に適すると判断すれば、預金契約を締結するための「指示書」が発行されますので、けんしんBANKに「指示書」をご持参いただければ、「後見制度支援預金」の口座開設をさせていただきます。なお、口座開設にあたっては、先ず所定の「後見制度に関する届出書」を提出していただき、通常利用の後見人口座(普通預金)の開設または既存口座を後見制度名義の口座に変更していただきます。

Q2 後見人が自由に「後見制度支援預金」を出金することはできますか。

A 出金する時には家庭裁判所の指示書が必要となります。通常利用の後見人管理口座で資金が不足する場合、家庭裁判所にお申出いただき、一時金交付等の払い戻しの指示書を発行していただき、けんしんBANKにご持参ください。

Q3 入金の場合は、指示書なく「後見制度支援預金」に預け入れることは可能ですか。

A 入金する場合も、家庭裁判所の指示書が必要です。後見人が管理している口座の残高が増加し、「後見制度支援預金」に追加で預け入れる場合は、家庭裁判所にお申出のうえ、追加預入の指示書を発行していただき、けんしんBANKにご持参ください。

Q4 被後見人の毎月の収支は赤字のため、「後見制度支援預金」から、定期的に資金を移動させたいのですが。

A 定期的に必要な金額を移動するには、けんしんBANKの「自動送金サービス」をご契約いただくと「後見制度支援預金」から後見人管理の預金口座に毎月一定額を送金することが可能です。この場合、家庭裁判所に理由を記載した報告書(書式は裁判所にあります)を裏付け資料とともに提出し、指示書を発行していただき、けんしんBANKまでご持参ください。また、「自動送金サービス」の金額の変更または解約をする場合も定期送金額の変更の指示書が必要となります。

Q5 「後見制度支援預金」はいくらから預入できるのでしょうか。

A 1円以上1円単位で指示書の金額となります。例えば、被後見人の預金残高が300万円で、当面の資金が100万円あれば十分と判断された場合に、残額の200万円を「後見制度支援預金」に預入することで、後見人の管理負担を軽減することができます。

Q6 同じような制度の後見制度支援信託とはどこが違うのでしょうか。

A 主な違いは次の3つです。

1. 後見制度支援信託では最初に専門職後見人の方が制度の利用可否を検討し、家庭裁判所の指示を受けて信託銀行で信託契約を結びますが、「後見制度支援預金」では専門職後見人が選任されるかどうかは家庭裁判所が判断します。このため、当初から親族後見人だけで手続きが進められることもあります。
2. 後見制度支援信託では最低預入単位が定められている信託銀行もありますが「後見制度支援預金」は最低預入の制限がありません。従ってどなたでも利用し易くなっています。
3. 「後見制度支援預金」には特別な手数料等や後見制度支援信託では発生する信託報酬も必要ありません。また専門職後見人が選任されない場合は、選任に係る費用も発生しません。

Q7 「後見制度支援預金」の金利はどのようになりますか。

A 「後見制度支援預金」は普通預金ですので、普通預金の店頭表示金利となります。決済用普通預金は無利息となります。

Q8 預金保険の対象となりますか。

A 「後見制度支援預金」も預金保険の対象となり、けんしんBANKにある被後見人の他の預金と合算して1,000万円とその利息が保護されます。なお、決済用普通預金をご利用の場合には全額が保護の対象となります。

Q9 「後見制度支援預金」を利用している場合も、家庭裁判所の後見監督がありますか。

A 「後見制度支援預金」を利用する場合も、家庭裁判所は事案に応じて必要な後見監督を行います。家庭裁判所からいつ報告を求められても対応できるように、収支一覧表の作成や、領収書の保管をお願いします。また、被後見人の心身の状態や生活の状況を定期的に記録するようにしておいてください。後見等事務報告書の提出時には、「後見制度支援預金」を含む通帳のコピーを添付してください。

手続きに必要なもの

■ 被後見人の本人確認書類

運転免許証、健康保険証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付)、マイナンバーカード等で、ご提出が可能な書類

■ 後見人の確認書類

登記事項証明書(未成年後見人の場合は戸籍謄(抄)本)または、家庭裁判所の審判書の謄本もしくは抄本(理由部分のみを省略したもの)および確定証明書等

■ 指示書

家庭裁判所発行の指示書をご用意ください。

※有効期限内のものに限ります。

■ ご印鑑

ご使用いただく後見人さまのご印鑑をご用意ください。

商 品 概 要

1 商品名	後見制度支援預金
2 預金の種類	普通預金または決済用普通預金のいずれかをご選択いただけます。
3 ご利用いただける方	家庭裁判所から後見制度支援預金の契約締結の「指示書」を交付された方。
4 お預け入れ期限	期間の定めはありません。
5 口座数	被後見人お一人さまにつき1口座とさせていただきます。 お預け入れ・お引出し等のご利用は、口座開設店舗の窓口に限らせていただきます。
6 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預入可能ですが家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 1円以上 1円単位
7 お引出し方法	随時お引出しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」が必要です。
8 利 息	普通預金は以下のとおりとなります。また、決済用普通預金は無利息となります。
(1) 適用金利	毎日の店頭表示の利率を適用します。
(2) 利払頻度	毎年3月と9月の当組合所定の日に支払います。
(3) 計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。
(4) 課税方法	分離課税 利息の20.315%(国税15.315%、地方税5%)が差し引かれます。
(5) 金利情報の入手方法	店頭の金利表示ボードおよびホームページに表示しています。
9 手数料	口座開設にかかる手数料・管理手数料は無料です。 ただし、本口座の通帳を再発行する場合の再発行手数料は所定の手数料がかかります。
10 付加できる特約事項	●「指示書」の指示内容による取扱いのみとなります。 「指示書」に基づき、「後見制度支援預金」から後見人管理の預金口座に毎月一定額を送金する「自動送金サービス」を付帯することができます。 ●この預金はマル優のご利用はできません。
11 その他参考となる事項	●本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。 ●公共料金等の自動支払いおよび給与、年金その他振込、配当金等の受け取り、インターネットバンキング等の契約はできません。 ●「手のひら静脈認証口座『手のひら口座』」としては、ご利用いただけません。 ●「総合口座」では、ご利用いただけません。 ●「キャッシュカード」は、ご利用いただけません。 ●通帳によるATMでのご利用はできません。(窓口でのお取扱いに限定します。) ●現金でのお支払いはできません。
12 預金保険の適用	預金保険の対象となりますので、預金保険の範囲内で保護されます。 決済用普通預金は全額保護されます。